

子どもに権利があるの？

あらゆる人に、生まれながらに、「人権」つまり、「人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利」があるんだ。おとなにも子どもにも、先生にも児童や生徒にも、おうちの人にも、地域の人にも、みんなに人権があるんだよ。

人権ってどんなもの？

- あらゆる人に人権があります。
- 生まれたときから人権があります。
- 人権をうばい取ることはできません。
- 人権は無条件にあるものです。
- すべての権利が同じように大切です。



わたしの権利 みんなの権利 子どもの権利を考えよう

子どもには、おとなと同じ権利だけで十分かな？

「子どもってどんな人？」

子どもとおとなでちがっているのはどんなところだろう？

かんがえてみよう！

子どもが、幸せに生き、元気に成長するためには何が必要だろう？

そうか！成長している子どもたちには、子どもだからこそ必要なこともあるんだね。

子どもにどんな権利があるのかは、「子どもの権利条約」という条約で、きちんと定められているんだ！どんな権利をもっているのか、この資料の表面を見て確かめてみよう。

表面の「子どもの権利条約」第1～40条の一覧を使ってね！

Activity やってみよう！ 考えてみよう！

あなたが一番大切にしたいな、と思う条文を3つ選んでみよう。

- それが選んだ条文をグループで伝えてみよう。どうして選んだのか理由も話そう。

学校での生活と関係があるな、と思う条文を選んでみよう。

- できるだけたくさんの条文との関係やつながりを見つけてみよう。
- それが選んだ条文をグループで伝えてみよう。理由も話そう。
- 選んだ条文の中に、守られていなかったり、十分に大切にされていなかったりするものはないかな？
- どんなときに守られていないのか、自分の権利だけでなくみんなの権利が守られるようにするにはどうしたらよいか、などを話し合ってみよう。

さらに発展！

- クラスで考えを共有し、どんな権利をみんなで大切にしていきたいか、そのためにはどうしたらよいかを話し合い、学級目標や学級憲章にまとめてみよう！

すごいな「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」が誕生したのは、1989年のこと。

国際連合の総会で、すべての国が賛成して、成立したんだ。

それから、次々と各国が条約に入り、日本も1994年にこの条約に入ったよ。

いまでは、世界196の国と地域がこの条約に入っていて、

世界でもっとも広く受け入れられている人権条約になったんだ。



条約に入れば「子どもの権利」が守られるの？

条約に入ることは、「子どもの権利」を守る第一歩。条約に入った国の政府や、その国の子どもに関わるすべての人が、この条約を理解して、日々、子どもの権利が守られているかどうか考えていく必要があるんだ。そして、子ども自身が、自分のもつ「子どもの権利」について知り、学ぶことも欠かせないよ。

条約に入った後は、どうやって「子どもの権利」を実現していくの？

「子どもの権利条約」に入った国の政府は、条約に書かれた権利をどのように守っているのか、定期的に「国連子どもの権利委員会」に報告書を出すんだ。その時には、ユニセフやNGOなども報告書を出しができるんだよ。「国連子どもの権利委員会」は、それらの報告書を読んで、その国がもっと子どもの権利を守るためにどのような取り組みを進めるべきか、政府に勧告（アドバイス）を出すんだよ。

「子どもの権利条約」の父 コルチャック先生



ヤマシ・コルチャック先生（1878-1942）は、ユダヤ系ボーランド人のお医者さんで、作家で、そして孤児院の院長先生でした。先生のこと孤児院は、子どもたちによる自治で運営されていました。子どもたちは子どもたちが意見を出し合って決めたり、解決したりしていたのです。先生は、一人一人の子どもの権利を大切にする教育を30年にわたって実践しました。当時、それはとても新しくて、めずらしいことでした。

第二次世界大戦が起こり、ナチスによるユダヤ人のガス室への移送が始まります。コルチャック先生と孤児たちも、とうとう強制収容所へ送られることになってしまいました。列車に乗せられた直後、「特赦だ！」先生は列車から降りてくれださい」という声が。コルチャック先生は、多くの人の嘆願のもと、それまでの功績が認められて収容所送りを免除されたのです。しかし、先生は「子どもたちを先に降ろしてくれ」と言い、一人で列車から降りることはありました。コルチャック先生と200人の子どもたちは、トレーリングカ収容所のガス室で亡くなってしまったと考えられています。

「子どもの権利条約」の草案は、1978年にポーランド政府から提出されました。そこに込められた思いは、コルチャック先生や戦争で犠牲になった多くの子どもたちから受けがれたものでもあったのです。

「子どもの権利」
子ども向け学習サイト



ミックス
紙に責任ある森林
管理を支えています
FSC® www.fsc.org
FSC® C005531

読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条

第1条【子どもの定義】

18歳にならない人を子どもとします。



第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国の方がいや、性のちがい、どのようなことを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持つであるかないか、親がどうういう人であるか、などによって差別されません。

第3条【子どもにもっともよいことを】

子ども関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっとよいことは何を第一に考えなければなりません。



第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できる限り親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることないように守らなくてはなりません。

第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることもあります。親と会ったり連絡したりすることができきます。



第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするため、国を出でたりするよ配慮します。親が違う国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条【よその国に連れられない権利】

国は、子どもが国以外へ連れられたり、自分の国にもどくなったりしないようにします。



第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報を伝える権利、知る権利をもっています。



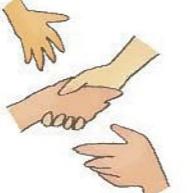
第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、ほかの人びと一緒に団体をつくり、集会を行ったりする権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びと一緒に団体をつくり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。



第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらおうことができます。



※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

unicef

第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考えて、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条【難民の子ども】

難民となつた子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、そんげんまち尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第24条【健康・医療への権利】

健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



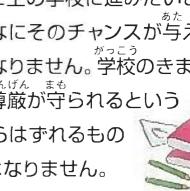
第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるもののやせるもの、住むところなどについて、国が手助けします。



第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときは、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものではありません。



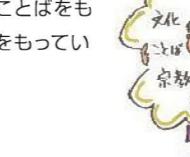
第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。



第30条【少數民族・先住民の子ども】

少數民族の子どもや、もとからその土地に住んでいたりの人の子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのため教育を受けなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



第33条【麻薬・覚せい剤などの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



第34条【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ボルノや児童貞操などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることに守らなければなりません。



第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。



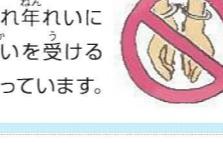
第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どものあらゆる搾取からの保護をもっています。



第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年齢にあつた扱いを受ける権利をもっています。



第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることは何べてしなければなりません。



第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

おか罪を犯したされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



第40条【子どもに関する司法】

おか罪を犯したされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

